

災害応急対策（防災拠点）検討部会設置運営要綱

（設置）

第1条 奈良県地域防災計画検討委員会（以下「委員会」という。）に、災害応急対策（防災拠点）検討部会（以下「部会」という。）を置く。

（組織）

第2条 部会は、委員会の座長が指名する委員10人以内で組織する。ただし、委員については委員会委員のほか、学識経験者等から指名することができる。

2 前項ただし書により指名された委員の任期は、委員会委員に準じるものとする。

（掌握事務）

第3条 部会の掌握事務は、次に掲げる事項とする。

- （1）大規模災害に備えた広域的な防災体制のあり方に関すること。
- （2）防災拠点に係る災害応急対策に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、県の防災体制に関する重要な事項に関すること。

（会議）

第4条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

（庶務）

第5条 部会の庶務は、総務部知事公室防災統括室において行う。

（その他）

第6条 この要綱の定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は部会長が会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月22日から施行する。